

## 昭和村農業経営持続化支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 村内の農業者が営農を継続するためには、国から示された新しい生活様式に対応する必要があるため、農業者に対し、昭和村農業経営持続化支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、昭和村補助金等交付に関する規則（昭和53年昭和村規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 令和2年9月1日時点において、認定農業者に認定されており、今後も引き続き営農を継続することが確実と認められる者。
- (2) 令和2年9月1日時点において、認定農業者に準ずる者（人農地プランに位置付けられている者）で、今後も引き続き営農を継続することが確実と認められる者。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 認定農業者 10万円
- (2) 認定農業者に準ずる者（人農地プランに位置付けられている者） 5万円

### (交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、昭和村農業経営持続化支援金交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行わなければならない。

2 前項の規定により支援金の交付申請を行おうとする者は、次に掲げる書類を添えて交付申請を行わなければならない。

- (1) 認定農業者及び認定農業者に準ずるものであることが証明できる書類
- (2) 支援金の振込先の通帳の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

3 第1項の規定による交付申請は、一度限りとする。

### (交付決定)

第5条 村長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付決定又は不交付の決定を行う。

2 村長は、前条の申請を行った交付申請者に対し、前項の決定において支援金を交付する場合には、昭和村農業経営持続化支援金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとし、不交付とする場合には、昭和村農業経営持続化支援金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(交付決定の取り消し及び返還)

第6条 村長は、支援金の交付決定を受けた交付申請者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた対象者に損害が発生しても、村長はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年 3月31日限り、その効力を失う。